

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員，経営法友会
幹事

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省